

ことはこの程度にしておいて、大臣が来たらもう一度基本的な問題をお聞きしたいと思うのですが、まだ見えないから、一つ局長から二、三の点を伺っておきたいと思うのです。

大休土地の必要性と困難性については、各委員からしばしば論議されたところでございますので、あまり重複するようなことは避けたいと思うのですが、局長、この法律を出して、所得倍増計画とにらみ合わせて十年間に一体どのくらいの土地を取ろうとするのか、どのくらいの土地を買おうとするのか。最近の趨勢からいって、事業費の中で用地費というものが占める割合、年々変わってきていると思うが、これらの事情をまずちょっと伺いたい。

○關盛政府委員 最近の公共事業なり公益事業の実施のための用地が必要とされておる過去の実績等から推しまして、今後の経済基盤の拡充に伴う投資規模の増大からは、相当の規模の用地面積が必要であらうというふうに推測せられるわけでございます。大体まあいろいろな統計がございまして、すけれども、結論的に申しまして、毎年必要とする公共用地は三千万坪をこえるものというふうに推定されております。さらに、過去の実績から見ても、戦後の土地の需要というものは、一時は戦災地あるいは旧軍用地などもその用地の需要をまかなっていったのでございますが、だんだんとそういうふうなわけにもいかなくなりました。

従って、公共用地の取得の場合におきます事業費の中で用地費の占める割合は、だんだんと高くなってきております。建設省関係の事業では、大体ここ二、三年間、昭和二十九年年度あたりは一〇％くらいでありましたのが、三十三年度くらいになりますと一四・五％くらい、特に市街地において実施せられます公共事業等におきましては四〇％程度が用地費に振り向けられておる、こういうのが実情でございます。

○日野委員 今の答弁のように、今後十年間の経済の発展と所得倍増の線から公共用地は膨大なもので、しかも、最近の趨勢から申しますと、これは非常に高い値段で買わなければならぬ、というふうな事情になって参っております。しばしばこの点が問題になりまして、けれども、重要な点が今まで抜けておったと私は思うので、あるいは多少この点は重複するかもしれませんが、公共用地取得の困難な原因をどう考えておられるのか。何がネックで公共用地の取得が困難になっておると理解しておられるのか。われわれは何となく補償の問題であって、補償の合理化と適正化がない。それから、各地で行なわれる収用協議によるものでもきわめてまちまちで、公平を欠いておる。こういうふうなことに根本的な原因があると思うのですが、いろいろほかにも取得困難になった事情は数えられる。こういう事情をどう認識しておられるのか。これがはっきりしない、結局一つの困難な病氣なんだから、これの診断を誤ると処方せんが違ってくる。どういふことが一番ネックで土地取得が困難になって、こういう特別措置法を出さなければならぬようにになったか、そこをどう認識されておられますか。

○關盛政府委員 土地取得の困難性というところは、これはもう十分御承知の上で御質問されておられると思います。いろいろな原因があると思うのですが、あります。一番大きな点は、わが国が、日本の狭い国土にたくさんな人口を包み込んでおいて、しかも非常に過去の投資というものがおくられておる。そのおくれを取り戻すためにいろいろな産業基盤の整備強化をはかっていかなければならぬ。そういうことから、いわゆる国土の総合的な開発をいたさなければならぬ。しかしながら、一方におきましてはまた、今日の産業な人口なりというものを一定の地域に集まっておるというふうな傾向もありますので、従って、そういう国土の現状から見まして、大きく申し上げますれば全体的な視野に立った計画を進めていく過程におきましては、やはり人口なり産業なりというものが国土の利用面積から見ても非常に多いということが一つの根本的な原因だと思っております。

が、第一段階における一つのものの見方であつたのでございます。しかしながら、それにいたしまして、やはり非常に高い公益性なりあるいは緊急度の高い事業につきましては、現行の土地収用法の手続上の問題点があるものから、今回の緊急な事業についての特別措置法が出たわけでございます。

○日野委員 いろいろ事由は見る人によって違つてございまして、大体経済の発展とかいろいろの事情で地価が騰貴したということ、それに政府が何らかの抑制策をとつていかなかった結果非常に高いものになったというところでは、過般来指摘されているところでありまして、まあ見方によつて、貨幣経済への不信が換物思想になって、最も安定した土地を買っておこうという方向にいつているという点、職業選択等にならぬという保障がないので、老後のことを考えて土地を取得しようという者もある。公益に対する一般の意識が低い結果として換物思想になって、こういう土地のせり上がりは激化しておる。こういうことが各方面から言われておる。

もう一つは、これは起業者等にも、従来の建設省を中心とする官庁等にも大きな責任があらうかと思うのですが、工事が非常に大規模になって、従来では考えられなかった大きな規模の工事が行なわれる。そして、被害者もまた今まで想像できなかった大きな数に上る。そういうことが非常に困難に陥れた原因にもなり、反対運動等を激発する原因にもなったのであります。全国各地域で一斉にこういう公共事業等が行なわれた結果、ますます収用困難にされた。しかも、こういう事業が、公益性やその重要性、緊急性などによって補償に軽重、でこぼこを生じたということが、また今日の土地取得を困難にする大きな原因になっておることもわかるのであります。

これを要約すれば、土地収用法に補償基準が明確でないこと、そのために各省が、農林省は農林省、建設省は建設省、通産省、調達庁というふうに、ばらばらに補償要綱というものを作つてやつておる結果が、結局、一方では土地収用法の正当補償を基準にこれを厳守してまじめにやつておる、一方では金にまかせて高い補償料を払うというふうな事情が出て参つて、今ここでもいろいろ議論になっております。ごね得というふうなものまで——ごね得とさえば、そんなものを許してはならぬという気持が皆に起こるので

うなっているのですが、ごねる方にも一つの事情があって、何らかの根拠の上にそういう主張をしているのだから、こういう結果を招来して、今後の公共用地取得に非常な困難を来たして、こういふことであらうと思う。要約すると、この一番重要な問題は、正当な合理的な補償の規定を持たない土地収用法、それに不統一に各省がばらばらに補償要綱を作つて連絡なしにやっていると、一つの大きな原因があると考えているのです。こういう考え方を認められるかどうか。一つその点を承つておきたい。

○關盛政府委員 今のお話の点は、現行土地収用法において補償基準に関する規定が不十分ではないだろうかという点を一つお話しになっておられます。この点に關しましては、現行土地収用法の第六章の「損失の補償」に關する規定以下、相当詳細に法律といたしましては損失の補償の規定を具備いたしておるわけでありませう。従いまして、収用委員会が損失の補償を決定いたします場合の基準につきましては、法律事項といたしましてはいろいろな御意見もございませうが、戦後、昭和二十六年にこの法律が国会におきまして相當に慎重審議されました結果でございまして、この法律に關しましては、この条項に關する限りにおきましては非常によく網羅をしておると思つてございませう。ただ、収用委員会が現実の場合におきまして個々の土地、個々の物件につきまして損失補償の裁決をいたします場合におきましては、八十八条等におきまして「通常受ける損失の補償」というこの基準の内容等につきましては、さらに従来の裁決を検討の結果

果、この収用法の「通常受ける損失の補償」の範圍等につきまして、あるいはまたその程度につきまして、これは今後もっと補足いたしまして検討する必要がある、こういうふうにわれわれは思つておるのでございませう。今回の法律案におきまして、公共用地審議会がその一面の任務といたしまして補償基準の検討をいたさうといたしまして、それらだんだんとこまかいところまで一つの基準を作つていくという作業は必要だと思つて、全体の体系といたしましては、現行法の体系は補償基準全体を以ていたしましては相當基準を持つておるわけにございませう。

ただ、關係各省におきましてそれぞれの事業が予算の実施に伴ひまして執行せられる場合におきまして、補償の基準を關係各省が契約の担当者として定められておる要綱を持つておりませう。その点につきましては、この収用法の場面に直接出てこないものでございまして、この収用法の場面に出不い各々の基準等につきましては、もとよりこれは各省それぞれにわゆる判断によつて、またいろいろ取り入れ、できておるわけにございませうが、若干違つておる点があることは、これはお説の通りでございませう。この点につきましては、現在のところ將來の方向といたしまして、これを一元化するといふふことは、これは建設省だけではちよつと困難でございませう。従つて、内閣におきましてこの問題について今後一つのめどをつけるべき方向で検討してもらいたいということを、先般の公共用地取得制度調査会におきましても建議されたような次第でございませうので、ただいまの御質問は、關係各省がそれぞれ持つておる補償基準に違いがあるということにつきましては、若干の違いがありませうことは、國がやむを得ない場合、あるいは電源公社が電源開発法によつてやります場合とそれぞれ違つておりますが、それはそれぞれの事業の性格上やむを得ない部分があるといつたとしても、できるだけそれは今後一つの方向にまとめられることをわれわれも期待しておる、こういうのが現状でございませう。

○日野委員 各省のばらばらを統一する問題は、あとの基準の問題で詳しくまた検討しますが、今はただ土地取得の困難な事情をどう見ておられるかという点で、今の土地収用法の補償基準といふものは不十分だ。これは十分検討されておると言つても、過般の全般の方針について建設大臣から何つた場合も、補償基準が不十分だといふことで、何とかこれを検討したいものにしようといふようなことを言つておられる。答申書でも、答申書の一番あとのところに、補償基準と評価委員のことが次の課題として残されておる。今やつぱり學者間でもいろいろ問題になつておるのは、この土地収用法の補償基準の決定の仕方だ。今日規定したければならぬ幾つかの問題が出ておる。この収用法の基準の中にはこれは入らない。けれども、実際には何らかの形で、過般ここで岡本君と局長が論争しておる中に、營業權の補償という問題になると、これは入れられないけれども、何らかの形でそれは補償してやる。こういう種類の幾つかの問題が発生しておるので、こういう問題は

第でございませうので、ただいまの御質問は、關係各省がそれぞれ持つておる補償基準に違いがあるということにつきましては、若干の違いがありませうことは、國がやむを得ない場合、あるいは電源公社が電源開発法によつてやります場合とそれぞれ違つておりますが、それはそれぞれの事業の性格上やむを得ない部分があるといつたとしても、できるだけそれは今後一つの方向にまとめられることをわれわれも期待しておる、こういうのが現状でございませう。

やがて評価して明確な基準でもつてやらなければ、不統一な問題になり、ばらばらな問題になつて、これはとても解決できない。こういうことで、今当局者も収用法を使うことを非常にいやがらる。収用法というものは、被買収者から見れば、収用法の適用を非常にいやがっている。だから、そこで協議で断がきまつておるといふような実情であるが、これを直さなければならぬ。不十分だといふことは、もはやいかに局長がここで弁明されようと、これをこのままにして今の日本の経済に對抗させるということは無理だ。ここからいろいろな問題が発生するものだ。これはやがて、今言つておられるように、この次の機会には委員会を通じて検討する。この法案を見ると、建設省の設置法一部改正をやつて、ことじやうにこれをやろうといふ意思を明確にしておる。こういう点からやつぱり率直に、収用法の補償基準といふものは不十分だといふ点を明確に認めなければ、用地取得の対策は立たないのじやないかと私は思う。この点を私はこう考へておる。その点、認めたと解していいのですか。一年間にこれをやろう、こういうのだから、不十分な点があることを認める、こういうことでよろしいかどうか。

○關盛政府委員 ただいまお話し申し上げましたように、現在の土地収用法の運用におきまして、収用委員会が裁決をいたしておりますが、その裁決の中にございまして、一般的に通常受けるべき損失の範圍といふもののほかに、例外的に、ただいまお話しされましたような部分についての裁決実例があるわけにございませう。しかしながら、この例外といふものは、必ずしも例外にとどまるべき補償の範圍ではありませんで、今後土地が非常に狭い国土におきまして、諸般の國民の權利と公益との調整をいたします場合におきましては、その例外的な通常受けるべき損失の補償でありませう。慎重に今後の収用委員会の裁決の基準とすべきものかと思つておる。従つて、この現行法に盛られておりますところの内容を整備充実するといふ方向に向かつて、いわゆる補償基準の作成の検討をいたさなければならぬ。こういう意味で、一年間の期間ではありますけれども、今日の事態におきまして即応する、足らざるところを補正をして参りたい、こういうのでございませう。

○日野委員 このことは、私は補償基準の問題が一番重大だから、このことについて特に相談しようと思つて予定をしておりますけれども、その方向でとくと相談をしたいと思つたのでありませうが、建設大臣が見えましてから、大臣にこの法律に対する考えを一つ伺つておきたいと思ひます。

実は三月四日に、私は建設行政の一般方針について大臣に伺つた。そのとき、この土地収用、公共用地の取得に關する問題で答弁があつた。二、三日前に答申が出た、これを基礎としてこれから立法をやる、立法の構想はこうだ、こういう答弁が出ております。私もこれに非常に期待を持って、進歩的な、しかも法律に詳しい建設大臣の手腕に期待をして待つていたのであります。出てみると、どうもこの法律は、私は今も次官に聞いたのですが、私権と公権の關係においてどうもあまり進

歩的な民主政治にふさわしくない、一つの逆コースを持つておるうしろ向き
の法律じゃないか。と申しますのは、
被買取者の、被取用者の権限に非常
に大きな制約を加えている。その反面、
それならば何を与えているか。こうい
うことになりますと、まことに明確を
欠くというようなことであつて、これ
は特に公共用地の取得が非常に困難に
なつたからこの法律を作らなければな
らないという事由がはつきりいたさな
いので、むしろここまでやるならば、あ
なたが答弁なすつたように補償基準の
問題等をあと回しにしないで、この際
十分これを検討してこれを規定するの
でなければ、意味をなさない。むしろ
現行取用法でも緊急裁決の規定がある

常生すべき損失の範囲内で法文化して、法律の体裁を整えてりつぱなものにして出すことが必要であつたのではないか。これではほんとうに官僚独善の、一つの民衆圧迫のきわめて古い昔の法律体系に逆戻りするような印象を受ける。これでは安心して民衆が土地収用に、公共用地の取得に協力することができないのではないか。こう思うので、大臣は、この法律を出してこれにしゃにむに押し通して、ほんの短い期間これを実施するにすぎないこの法律をどこまでもやられるのか、あるいはこの中に特にひどいものがあるとするならば、これは修正に應ずるというような態度があるか、その辺一つ明確にしていただきたい。

ては、御承知の通り、法律に書きま
す場合には、ごく基本的なことしか法律
にすることは困難なもので、性質的に
そういうものでありますので、かねて
土地取用法を制定いたします際にもお
そらくこの点は十分研究をされたと思
うのでありますが、現在の土地取用法
に記載しておる程度のことしか法律と
しては表わし得ないのではないかと私
ども考えます。ただ、できるだけいろ
いろなケースを想定いたしましたして、そ
のケースに合ったような損害補償の見
積もりの基礎となるべき資料を整備す
る、これはもちろん必要でございます
て、いろいろな電源開発等においても
従来ある程度のことをやってきておる
わけでございますが、われわれとしま
しては、この法律の施行にあたりまし
て手の届く限りの一そう綿密な補償基
準と申しますか、基準の細目にわたる
ようなことを検討して明らかにいたし

たいと思つておるのでございます。これにつきましては政令案にもございますように、この法律の施行と並行いたしましてその補償基準の検討をする機構を作りまして、さような点を掘り下げて参りたいと思つたのでございます。従いまして、この法律の施行によりまして取用の最初の裁決が行なわれることに十分間に合うようにそれらの準備を進めたい、かように考えておる次第でございます。これらはもちろん政府であるいは行政機関のみの考え方でなく、あるいはのでありまして、むしろ第三者の立場の方々に御研究を願うのが適當であると考えまして、さような構想で進めておるわけでございます。

もう一つ、この公共用地取得に関する特別措置を講ずるについては、非常時に期待に反すると申しますか、期待通りの被取用者に対する措置がとられていないではないかという御趣旨のよう文が、このような現物給付をする、というふうな生活再建をやるという、その具体的なことが明記してない結果であらうと思います。この点は御理解を願いたいと思いますことは、法律に書きます場合にはなかなか、大体その考え方の骨子を記載する以外には表わしたいのでございまして、現物給付にいたしましたも生活再建対策にいたしまして、これは主として話し合いで進めませんととうまく措置ができないわけでございます。一片の法律に基づきましてこれでやるんだということでは、これはなかなかきき切れないわけでございます。従つて、法律といふしましては現物給付及び生活再建対策

策に関する基本的な事項を明らかにいたしまして、主としてこれらの実施は法律の運用による強制取用ということよりは、その前の段階である協議の段階でこれは話し合って、こういうふうな現物給付の道を講じてもらいたい、あるいは講ずることが可能であるとか、いろいろな検討をいたしました、具体的に施行者が被取用者との間に話し合いをつけてやるのでなければなりません、生活再建い現物給付はできませんし、生活再建対策も、もちろんそうでございます。従いまして、法律といたしましてはきわめて基本的なことしか書いてないのだからでございますが、これらの実施はあげて話し合いによる成果を期待いたして

おる次第でございますして、話し合ひたいもの、が基本になれば実現不可能なことでございますので、われわれとしましては、今後この法律の運用にあたりまして極力努力をし、また各事業の精神をくみ取つてやつていくように指導いたしたいと思ひます。事柄自体がさうなわけで、一片の法律で明記することの不可能な、またさうしたとによつたのでは相手方の被取用者が満足できるような結果を生み出すことができない性質のものでございますから、この精神はぜひおくみ取りをいたさだきたい、また事柄としてさうなものであるということをお理解いただきたいと思ひます。

○日野委員 今も次官もそういう答弁をされたので、それにも言つたのでありますが、ちよつとタブリますけれども、現物補償の問題は現行法にもあるのです。現行法でも、大臣が今言うように協議の中ではこれをやっているけ

れども、取用法が実施になって実際にこれをやった例はあまりない。こういうことで、法律には規定しにくいが実際にこれやる、こういうことであるならば、むしろ私どもは補償基準の中にこれを評価できるように——実際に話し合いの中で出ている大部分は、これはこういう現物補償の規定があるけれども、それよりもこれを金にしてほしいという要求が多いのであります。そういう取引をしているのが多いのです。ですから、これらの基準を求め、適正な一つの基準を与えれば、こういう問題は解決ができるのでありますし、先ほども申しましたように、生活再建対策というのは、これは一つの方

向とては非常におもしろいが、こういう土地収用法の規定だけでは入らなない幾つかの無視するわけにいかない新しい権利が発生しているから、これも含めて、同時に、施行者ないし政府は、社会保障のようないろいろの政策をやつてこれらに対応しなければならぬというのが今の土地収用法、公営事業遂行に対する一つの常識であります。だから、そういうことをやる一つの生活再建対策というものは示唆には十分になる。しかし、実際の規定を見ると、いろいろ努力を、府県見ますと、いろいろ努力を、府県知事とも相談したし、市町村長とも相談した、起業者とも相談して案を立てたけれども、これはなかなかやれなかつたということで終わりはしないか。あるいはそれが幾ばくかの金にかえられて協議の中でやられるのじゃないかと思うのですが、これだけの規定では不十分じゃないか。

調査会の答申の方では、さらに付近地の収用の問題も答申しています。租

税の減免の問題も、これはやっています。けれども、これは協議の、立法化の途中で消えちゃった。残ったものは現物給付と生活再建だけである。これだけでは不十分ではないか。これも、これから努力をしてこの問題の中に取入れようという答弁があるかと思いますが、これだけでは私たちがきわめて不十分だろうと思う。その反面、この措置法では民権を制約した面が非常に大きいので、そういうことも言っておるのではありません。これらの付近地の収用の問題、租税の減免問題は、過般も山中君から話があったのです。今後どういうふうにやっていくかをお考えであるか。

○中村国務大臣 従来の土地収用法におきましては、現物給付等のできる規定もございいます。これはできるということをお明らかにしておき、また現実にした分もございいます。今度の立法におきましては、事業施行者あるいは関係都道府県知事等がこれらの現物給付あるいは生活再建等について、法律の条文において義務づけをしておるというわけでもございいますから、かような義務づけをしておくことによりまして、施行者等はその義務を履行するにあらざる限り、満ちた事業を執行することができない。こういうことになりましたので、もちろん誠意を持ってやらざるを得ないと思うのでございいます。かような姿にするによつて、できるだけ被収用者の立場を考慮して事業の施行ができるように進めたいというのが考え方でございいます。

それから、税の特別措置でございしますが、これらの点は、なるほど答申に上げられておるのでございますが、

いろいろ関係当局との関連もございまして、私どももいたしましては、答申の趣旨を達成するように今後も引き続き努力いたしたいと思っております。次第でございいます。現在におきまして、御承知の通り、一般の土地の売買、不動産売買の場合等に對する半額の減税措置は講じられておるわけでもございいますので、いろいろ税の当局等から見ればその立場の議論もございいますので、われわれは議論を尽くしてその目的を果たすように、今後この問題は重要な懸案として努力をして参りたい、かように考えておる次第でございいます。

○中島(農)委員 関連して、今、日野委員から損失補償の基準の問題で質問があったわけですが、実は、この問題に對して私、質問通告をしており、後刻詳細に質問したいと思つてございしますが、ちよと自民党の首脳部の諸君もお見えでありますし、この際明らかにして研究していただいた方がよいと思つて、質問をいたします。そこで、今回提出の公共用地の取得に關する特別措置法は、公共用地の取得が非常に困難なために急いでおる形があるわけですが、われわれの態度といひまして、この膨大な公共事業費をかかえて、ごね得のような法律ではないか。だから、この公共用地の取得に關する特別措置法を何とか通さなければならぬという基本的な考えは持つておるのです。ところが、あなたたちが学識経験者を招いた調査会におけるところの質疑の内容なんか「ジュリスト」の五月十五日号で見えます。ところが、損失補償に對するところの研究とか配慮というものが非常に少ないのです。

そこで私は、これは申し上げるまでもありませんが、親法の土地収用法の第六章の「損失の補償」に、六十八条で、「土地を収用し、又は使用することによつて土地所有者及び関係人が受ける損失は、起業者が補償しなければならぬ」と、土地の代償だけではなくして、広義の意味で損失補償をしなければならぬことはここでもはっきりうたつておるわけですが、それから、さらに八十八条において、「第七十二条から第七十五条まで、第七十七条及び第八十条に規定する損失の補償の外、離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失その他土地を収用し、又は使用することによつて土地所有者又は関係人が、通常受ける損失は、補償しなければならぬ」と、こ

ういふふうにはつきりうたつてありまして、土地に對する隣地の代償だけでなくして、それ以外の間接に受けるところの損失の補償もしなければならぬといふことをこの親法にはつきりうたつてあるわけですが、そこで、たとえば大地主とか大山林の持ち主が土地収用法の適用を受けて、そして取り上げられる土地に對してはいわゆる隣地の価格でいいでしよう。ところが、六反歩なら六反歩でもって営業している者が、三反歩とられた場合には、あとの三反歩で営業しなければならぬから、将来の生活再建ができぬわけなんです。従つて、三反歩の土地といふものは隣地の補償でもって取り上げる。これをこの土地だけ高くすると、その他の大地主の取られる土地も同じに高くなければならぬから、これは三反歩は三反歩、大地主と同じような価格で取り上げて、あとの三反歩では営業が

できないんだから、これに對する補償を、この第六十八条において示されてあるように、明確に本法案になぜ打ち出さないか。これを打ち出してありさすれば、さつそく通りです。従ひまして、これは一項を設けて、あるいはそういう名前が適当であるかどうかは知らないけれども、特別損失補償とか、あるいは特別の生活保障とかいう一項目をこの中に設けて、そういうものを救うだけのあたりの手段が親法にあるのだから、親法にのつとつてこの中に組み入れるべきものだ。こうすれば、昨日のような農林委員会なんかの議論もなくなるわけなんです。その配慮が何ら、皆さんのあの審査会の会議の経過から見てもなさしておらぬ。従つて、私はただいま申しましたような一項をこの法律案の中へ、その名前はいかなる名前が適當であるかはわからぬが、つまり直接ではなくして、間接的な損失を補償するところの一項目を入れる。それは特別損失補償でも、あるいは特別生活保障でもいいから、それを入れさすれば、これは納得して通る法律です。従つて、ごね得とかなんとかいうこともなくなつてしまふ。おそろく今までの土地収用法で非常なめんどろなもの、純真な農民ではなくして、大きく山林を持つておるとか、あるいは収用をされるに際してはかかれた不法な金をとろろというやつがやっておるのですから、そういうものは一項を入れることに

よつて除外されるのであるから、ぜひこれは緊急に考へて研究していただきたい、こ

ういふふうには要するわけですが、大臣、お考えいかがですか。

地収用法にございいます精神は、もちろんこの法律の適用にあたりましてもつながつていくわけでもございいます。今御指摘のような残地がございまして、残地が従来の利用の目的の用に供することが事実上困難になったというような場合には、その部分の逆収用の請求権が認められておるわけでもございいます。主としてこの補償について問題になりますのは、今御指摘のありましたように、母法にもそれぞれ物件に對する補償のほか、通常受くべき損害——総括的に言いますと、通常受くべき損害は補償しなければならぬ、この通常受くべき損害とは一体何かということが具体的に種々問題になり、また収用される人の立場と収用する事業の施行者との間に意見の対立を見る事項でございしますから、今後の細目を検討して明らかにいたします場合には、いろいろなケースをできるだけ想定いたしまして、そういうような争ひの余地をなくすように、そのめどをはつきりさせるようにふりにいたしたい。そのために、政令案にございいますように、この法律の施行に關し合ふようにやろうというものが私どもの考え方ではござい

ます。

○中島(農)委員 そういふような抽象的なことではいかぬのです。こ

たしましてはこの答申の精神はよくわかっておりますけれども、やはり裁決の申請書の縦覧というものは、知れざる権利者を発見するところの一つの最終的な手段としての手続でありますので、一週間というものは、あるいは形式的にはそういう理屈も出て参りましたけれども、実質論から見まして、このことで全体の権利者の権利の保護に欠くことがあつてはならないということから、この一週間は特例という措置にすることは不適当じゃないかというので、答申にはありませんでしたけれども、そういう取り扱いを御相談をいたしました、こういうわけでございます。

それから、答申の中には、裁決の申請書に添付された土地調書なり物件調書、それが立ち入りをしなければ詳しく作成できないし、しかも、土地調書、物件調書というものが作られるゆゑんのものは、起業者が関係権利者の権利を十分に、起業者という立場におきまして、取用委員会の裁決に付すべき権利の尊重の手段として土地調書、物件調書の作成を義務づけておるわけでございますから、そのような綿密な調査をする場合に、関係権利者が妨害をする。そのために、せつかくの起業者が作成することができなくなる。こういう場合において、この全体の法律の手続が円滑に手続がストップしないように一応進行するということを念願として調査会の答申が行なわれております。従つて、簡略調書が簡略調書のままであつても、そのことによつて、添付された取用委員会に対する裁決申請書が不十分であるというところで関係者が争うというところはできないという答申になっております。

この争うことができないという答申につきましては、いろいろ解釈の点につきまして、現行法の規定との関係で半説上もあることではございますので、最終的には理解に非常に困難をきわめたわけでございます。従ひまして、いずれにいたしましても、損失の補償に關する訴権を奪うものではないということとは、これは皆さんの一致した意見であつたのでございます。が、一部の方々は、理論的にはそういうこともあり得る、そういう制度も立法論としてあり得るという考え方で、この裁決によつて簡略調書の結果不利益を受けることについて争うことはできないという意味は、訴権を奪うことも必要によつては差しつかえないのだ、こういう学説を持つておられる一部の方もおられまして、それはだれがどうというわけではなくて、全体としてはそういうことに直ちに飛躍することはどうかということ、この点については法務省なりあるいはまた法制局なり、政府部内におきましていろいろな相談をいたしました結果、取用委員会は裁決に至るまでの手続を、一応簡略調書の建前上瑕疵があるかもしれないけれども、その調書に基づいて有効に裁決等の手続が進め得られる、こういうのが現行法でもありますので、そのような考え方のもとに、この現地調査を妨げた場合の裁決に關する答申をこのまゝいたさないことにいたしましたのでございます。

○日野委員 これは法律の規定にならないう、内部の問題でございすから、これ以上ここで議論しようとは思いませんけれども、非常に重大な問題であります。これは規定になつて出て参りますと、かなり議論の中心にならうかと思つてあります。私も、この点については非常に問題があり、これは規定からは許されてむしろよかつたのではないかと、こう思つてゐるのであります。建設省は各省との折衝、あるいは法務省や法制局あたりと議論して、あくまで忠実に答申を守らうという立場をとつたわけではございますが、そうなりますと、どうもこの法律の立法にあつても、建設省が最も官僚独善的な尖兵であるような印象を受けるのですが、もう少しこういう点については、われわれは慎重を要すると思つては、それとなく、日本の建設の、再建のために中心の官庁でありますけれども、獲物を見て山を見ず、あくまでこれをしたいこうとするといういろいろな支障が起るもので、こういう点ではむしろ私は慎重な態度を希望したい、こう考えるわけであります。

さらには私は、補償基準の問題を中心にして、この点だけをやろうと思つていたのですが、だいたひ話のついでに触れました。なお、中島君からの話もあつて、特にこの点の論議はまた機会があるろうかと思つて、一応この点だけを聞きましておきたいと思つてゐます。

先刻お話しになつた、各省で補償基準というものが個々ばらばらに、必ずしも一致していない点があるわけですから、この統一をはかることが一つの問題にならうと思つて。当而このばらばらなあれでやることで、現地でいろいろの支障が起ることでしょ。これを早急に統一する一つの指導官庁としての建設省の立場がある。そういうことを大臣はどうお考えになつておられるか、お伺ひしたいと思つてあります。

○中村国務大臣 話し合ひで解決をいたしまする場合には、いろいろ複雑な個々のケースがありますから別でございしますが、いやしくも土地収用法を適用し、あるいは今回制定を願ひます特別措置法を適用して参りまする場合に關する限り、適用いたした場合には、おける補償基準というものがつきましてはあくまで統一をしていくべきだと私は考へます。従ひまして、先ほども申し上げたのでございますが、問題は物件に対する補償のほかに、通常受けるべき損害は建前としては補償をすべきものでございす。ただ問題は、通常受けるべき損害の見方というものが、立場により、場合により、非常に相違して参りますから、これが相違をしないような個々のケースをできるだけ想定をして標準を定めていくように、これは起業者とか建設省とか政府という立場でなしに、純然たる第三者の御研究によつてそういうものを作り出していきなさい、こう考へておるわけでございす。かくいたしまして、母法である土地収用法あるいはこの特別措置法を適用いたしまする場合の補償につきましては、少なくとも統一の道を講じていきたい、こう思つておるわけでございす。

○日野委員 そういたしますと、あと問題になりますのは、ここからいろいろ問題が起ります。今、土地収用法の実施の場合にはそれだけども、協議できる場合にも、各省がばらばらのものをもつて臨んでゐるというふうなことは、實際上土地収用法の適用以前の協議にも非常に影響を持つてくる。こういうジャリナリズムの時代になりますと、どこで何をしたかということがすぐそのまゝ伝わるのですから、直ちに響いて協議を困難にし、あるいは容易に協力求められぬという結果になるのです。これは實際の上で運用において十分配慮して、やはり早急にそういう処置をとるべきである。むしろこういう問題は、私どもは取用官庁独立案に非常に賛成をいたしております。取用官庁を一つにして、その背景とする法は土地収用法の完全なもので、あるいは別個のものでもよろしいが、建設大臣と別個の、内閣に所屬するなり、この委員会が独立にあつて、そして建設大臣はフェアな気持でそこに行つて説明をして、その許可を得て仕事をどんどん進行していくというふうな姿のものが私は考へられていふのでないか。きのうもだいたひ議論になつておりました。建設大臣が権限を全部一手に掌握してゐるというふうなものを、こういう問題の実施によつて、泥を全部建設省がかぶる必要はそこでなくなる。こういう新しい構想に対して、建設大臣はどうお考えになられるか。

○中村国務大臣 協議によつて補償の場合にいろいろ差異を生じて参りますのは、主として國家機關と申しますよりは、中央、都道府県、あるいはほかつてございした電源開発、こういうふうなものにつきまして、どうも一般の公共事業の場合とは違つた、奮発をするといひますか、ケースを破つたものがあることならばこれらにつきましては、今御指摘のございましたように、すべて取用に關するものは一つの機構で

やったらどうか、これも確かに考え方だと思ふのであります。しかし、実施をする機関はいろいろ分かれておりますし、国だけの話ならはいざ知らず、都道府県の場合があり、地方公共団体の場合がある、いろいろありますので、この点はなかなかむずかしいと思ひます。しかし、将来私どももいたしましは、いやくも公共性のあるものに關する限りは、何か補償基準のよるな行政指導だけでも徹底のできるよるな道を逐次研究をしていきたいと思つておるわけでございます。

○日野委員 時間もきておりますし、論議も残りはこの機会に譲りまして、これで打ち切りますが、本法をあぐまで強行して、建設省が被取用者の恨みを一手にかぶるようなことのないように、もう少し機構的に整備して実施に臨まれることを希望して、私の質問を一応打ち切っておきます。

○加藤委員長 次会は明十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

建設委員會議録第二十八号中正誤

ペシ段	行	誤	正
二四	五列	例	
三四	二いう語弊	いうと語弊	
三五	末か	二ますが	ますが、
四二	六信質	信任	
六一	二通路用地	道路用地	
七三	五市街改造事	市街地改造事業	
一〇一	三おける	における	
一〇二	八「その他の者」という者	「その他の者」という者	
二一	末か	八欠陥	欠陥
二一	末か	六欠陥	欠陥
二二	六通	通り	
二四	三右決議する	右決議する	
二五	末か	午後零時三十九分散会	
三一	四参議院送付	参議院送付	